別表十四（五）　特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期中の適用期間	1	・　・ ・　・	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (11)、(16)又は(21)	6	円
特定適格組織再編成等の区分	2		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (14)、(23)、(28)、(30)、(33)又は(36)	7	
特定適格組織再編成等の日	3	・　・			
特定適格組織再編成等に係る被合併法人等の名称	4		特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (6)＋(7)	8	
支配関係発生日	5	・　・			

特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算

(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額	9	円	(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額	12	円
(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	10		(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	13	
特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (9)－(10)	11		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (12)－(13)	14	

特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算

特定引継資産				特定保有資産			
ある場合 時価純資産超過額が	時価純資産超過額 〔被合併法人等の別表十四(五)付表「6」－「7」〕	15	円	ある場合 時価純資産超過額が	時価純資産超過額 〔当該法人の別表十四(五)付表「6」－「7」〕	22	円
	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額	16	0		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額	23	0
簿価純資産超過額がある場合	簿価純資産超過額 〔被合併法人等の別表十四(五)付表「7」－「6」〕	17		簿価純資産超過額がある場合	簿価純資産超過額 〔当該法人の別表十四(五)付表「7」－「6」〕	24	
	(17)のうち引継対象外未処理欠損金額の特例において特定資産譲渡等損失相当額のうち簿価純資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額	18			(24)のうち控除未済欠損金額の特例において特定資産譲渡等損失相当額のうち簿価純資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額	25	
	前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(21))	19			前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(28))	26	
	特定資産譲渡等損失限度額 (17)－(18)－(19)	20			特定資産譲渡等損失限度額 (24)－(25)－(26)	27	
	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 ((11)と(20)のうち少ない金額)	21			特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 ((14)と(27)のうち少ない金額)	28	

事業を移転しない特定適格組織再編成等が行われた場合の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算

移転簿価資産超過額 がある場合	移転簿価資産超過額 〔当該法人の別表十四(五)付表「7」－「6」〕	29	円	移転時価資産超過額がある場合	(31)≦(32)の場合	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額	33	円 0
	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額	30	0		(31)＞(32)の場合	前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(36))	34	
移転時価資産超過額 がある場合	移転時価資産超過額 〔当該法人の別表十四(五)付表「6」－「7」〕	31				特定資産譲渡等損失限度額 (31)－(32)－(34)	35	
	特例切捨欠損金額 (別表七(一)付表三「10の計」＋「12」)	32				特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 〔(14)と(35)のうち少ない金額〕	36	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十四（五）　記載要領

1　この表は、法人が法第62条の７第１項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第３項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が法第81条の３第１項（法第62条の７第１項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法」という。）第62条の７第１項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第３項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が平成22年旧法第81条の３第１項（平成22年旧法第62条の７第１項の規定により平成22年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　平成22年９月30日以前に行われた平成22年旧法第62条の７第１項に規定する特定適格合併等については、「支配関係発生日　(5)」の欄は、「特定資本関係発生日　(5)」として記載すること。